

## 論 説

## 「少数株主持分＝資本説」の論理展開とJV会計への適用可能性

藤 田 敬 司

## 目 次

- I. はじめに
- II. 少数株主持分の会計実務と理論
- III. 連結基礎概念による少数株主持分の位置付け
- IV. FASB 公開草案における「非支配持分・資本説」の論理展開
- V. JV 会計への適用可能性
- VI. おわりに

## I. は じ め に

子会社の株主には親会社（支配株主）以外に、少数株主（非支配株主）がいることは珍しくない<sup>1)</sup>。既存会社の発行済み株式の100%未満を買収するときはもちろんのこと、設立時は100%完全子会社であっても、その後IPO等に際し、子会社株式の一部売却、第三者割当・時価発行増資により、親会社以外の株主が増えるからである。

少数株主持分が連結貸借対諸表上の総資産額（または負債・資本合計額）に占める割合は概ね僅少である。1984年～2004年のわが国3月決算企業延べ29,612社を対象とした調査によれば、少数株主持分がそもそもゼロの企業が、連結財務諸表作成企業の34.7%を占め、ゼロ～1%以下の企業は46.6%であったという（石川博行[2006]）。

しかしながら、業種毎・企業毎にみれば少数株主持分額や比率に重要性があり無視できない場合がある。総合商社を例にとれば、子会社数は多く少数株主持分額は大きいが少数株主持分の構成比率は総じて低く1～2%台である。他方、相対的に大型の子会社をもつ化学会社においては、少数株主持分の構成比率は全般的に高い（住友化学株式会社の平成18年3月期有価証券報告書によれば、224,464百万円で10.3%）。

本稿が少数株主持分について課題とするところは、上記のような量的多寡の分析ではない。少数株主持分額と比率は僅少であっても、その本質をどう理解するかによって連結財務諸表を作成する方法が異なり投資情報の内容が変る質的側面である。

---

1) 親会社以外の子会社株主は、必ずしも minority ではなく、正しくは非支配株主であるが（理由はⅡ章6項参照）、本稿では通常の呼称を使う。ただし、Ⅳ章では最近の欧米文献の呼称にしたがい、非支配（株主）持分等と呼ぶ。

すなわち、連結基礎概念によっては、少数株主持分を親会社からみた負債ではなく、グループ企業の資本の一部とみることができるが、後者を「少数株主持分＝資本説」と呼ぶならば、その論理は何か、その論理はどのような方向に展開する可能性があるか、連結会計の実務や連結業績にどのようなインパクトを及ぼすか、最終的にはジョイント・ベンチャー（以下“JV”と呼ぶ）会計に適用可能か、これからの JV 会計にどのような問題を提起するかである。

## II. 少数株主持分の会計実務と理論

### 1. わが国でもいまや少数株主持分は資本

連結財務貸借対照表における少数株主持分の表示箇所は、わが国の旧連結会計原則では負債の部であったが、2000 年施行の改訂連結会計原則によって負債の部と資本の部の中間となった。そのときの企業会計審議会の意見書は、「返済義務のある負債ではない」ということと、「連結特有の項目である」という 2 つの理由を挙げていた。負債の部と資本の部の中間という折衷策の採用については、当時の企業会計審議会会長であった森田哲弥教授は、「改訂原則では、親会社説をとった限り、親会社説の立場から首尾一貫した処理基準を求めているが、現実感覚との相克から、経済的単一体説的な考え方が加味された部分がないわけではない。実務基準としてはやむをえないところであろう。」と述懐されていた（森田哲弥編著 [1998]、第 1 章）。

上記改訂から 10 年も経過しない 2006 年には、会社法の施行とともに、少数株主持分の表示箇所は再び変った。資本の部が純資産の部となり、その純資産の部に入ってきた。ただし、評価換算損益等や新株予約権と同類の、「株主資本以外の項目」と位置付けられた。

その純資産の部表示を定めた企業会計基準第 5 号（2005 年 12 月公表）によれば、「国際的な会計基準においては、中間区分を解消する動きがみられる。」と述べるにとどまり、理論的な検討は見当たらない。いずれにせよ、負債と資本の中間領域から純資産の部への今回の移動には、グローバル・スタンダードだからという以上に明確な論拠は示されていない。

なお、ここでいう国際的な会計基準の動きとは、その第 1 は国際会計基準 IAS27 の改訂によって 2005 年以降の少数株主持分の表示が負債から資本へと変ったことであり、第 2 は 2005 年の FASB 公開草案が非支配持分を資本に含めたことを意味すると思われる。

これらの動向は、連結基礎理論のフレームワークでいえば、半世紀以上前から唱えられている経済的単一体説（Entity 説）と軌を一にするものであり、決して目新しいものではないが、同時に公表された企業結合会計基準の改訂草案 SFAS141 (R) における公正価値測定の徹底化と歩調を合わせることによって、これからの連結開示と実務および業績に少なからざるインパクトを及ぼそうとしている。

### 2. タイムリーに改訂されない米国連結会計基準

米国における連結ディスクロージャーの歴史は古いが、それだけに会計実務慣行が優先し、抵抗勢力が強く連結会計基準はタイムリーに改訂されない傾向が目立つ。現行連結GAAPは1959年のARB51とその一部を手直した1987年のSFAS94がその主なものである。

前者は少なくとも51%をもつマジョリティ子会社を連結対象としたが、親会社とは異なる業種の子会社や海外子会社や支配権を失った経営破綻会社を連結からはずすことを認めていた。これらの除外規定はさすがにSFAS94によって削除されたが、マジョリティ所有基準は1995年の支配力基準への転換を計り、50%以下への子会社連結を拡大しようとした公開草案があるにもかかわらず、いまだにマジョリティ所有基準が生きている。

少数株主持分との関係では、改訂される前のARB51には、少数株主持分が親会社持分に比較して大きいときは（minority interest in the subsidiary is so large, in relation to the equity of shareholders of parent）、その子会社を連結対象から除外することを認める、いまから見ればおどろくほど退嬰的な規定があった。

その結果、普通・議決権株式への出資比率が50%から20%の間の投資先は、1971年のAPB18によれば、コーポレート型ジョイント・ベンチャーを含めて、重要な影響力を行使できることを考慮し、連結法や原価法に代る持分法の適用を求めている。

なお、上記ARB51における少数株主持分の規定は2つある。その1つは、連結間取引による未実現利益の排除は少数株主の存在によって影響されるべきではないというものであり（par.14）、その影響はマジョリティ持分と少数持分に配分する規定である。

もう1つは少数株主の負担に帰すべき累積損失がその持分額を超過する場合、マジョリティ持分に配布すべきというものである（par.15）。これは2005年の公開草案では、特段の合意がない限り恣意的な配分賦課はしない方向で見直しが行われている。

### 3. 少数株主持分・損益の表示も実務慣行が優先

米国の連結会計基準（ARB51およびSFAS94）には、少数株主持分についての正式な定義は見当たらないが、ストックとしての少数株主持分は次の①+②の合計額で計算するのが実務慣行となっている（Shroeder[2001] p.484）。

- ①子会社となった当時の（買収時の）純資産に占める親会社以外の株主の所有比率
- ②子会社となってからの（買収時以降の）剰余金に占める同比率帰属部分

この持分の表示場所についても明確な基準は見当たらないが、SECのRegulation S-Xにしたがって、連結貸借対照表では「負債と資本の中間項目」として表示している。連結基礎概念としては親会社説とも親会社拡張説ともいえる。

また、連結損益計算書では「税引後利益－少数株主損益＋持分法損益＝当期純利益」として、すなわち税引後利益から親会社に帰属する当期純利益を算出するための控除項目として表示し

ている<sup>2)</sup>。

#### 4. 概念ステートメント 6 号 (SFAC6) による少数株主持分の属性

SFAC6 は少数株主持分の属性について、定義というほど明確ではないが、次のように説明している。

連結子会社の純資産に占める少数株主持分は、現金その他資産を分配すべき義務を表すものではなく、むしろ連結グループのコンポーネントの所有権または残余持分を表す。だからといって、少数株主持分をマジョリティオーナーの持分と区分することを排除するものではなく、連結情報の主たる目的であるマジョリティオーナー持分を強調することに排除するものでもない (par.254)。

まず、「現金その他資産を分配すべき義務を表すものではなく」から読みとれるように、少数株主持分はまず負債ではない。次いで、「所有権または残余持分」、すなわち equity の一部であるが、親会社持分とは一線を画すべきものと位置付けている。

また、連結対照表における表示上の分類については直接触れていないが、どちらかといえば、親会社説よりも、次項以下でみるムーニッツの Entity 理論に近いように思われる。というのは、equity の定義・特性 (pars.62 ~ 68) に照らせば、少数株主であっても親会社株主と同様に、entity に経営資源を提供し、純資産の増減によってその持分が変動することに変わりはないからである。

#### 5. M. ムーニッツの連結 Entity 論

1944 年に米国で発行されたムーニッツの著書 (邦訳『連結財務諸表論』(原著 *The Entity Theory of Consolidated Statements*) による連結 Entity 論は、密接に結び付いている会社群を 1 つの独立した経済的または会計上の実体 (a distinct economic or accounting entity) とみた。それは、それまでの連結処理の基礎概念であった親会社説と対比すれば、革新的な経済単一体説の嚆矢であったことはいまさらいうまでもなく、本稿 IV 章でみるように、2005 年の FASB 公開草案の基礎概念ともなっているように思われる。

したがって、その立場からみた少数株主持分は、同著書第 5 章 (外部持分と連結剰余金) の冒頭でいうように、きわめてやっかいな存在であり、そのために完全に一体化された経営はあり得ないことになる。にもかかわらず、彼は錯綜した議論に区切りを付ける形で、少数株主持分

---

2) ドイツ商法典は、貸借対照表では少数株主持分は資本の部に表示し、親会社資本との区分表示を求めている (HGB307 条 1 項)。他方、損益計算書では少数株主損益は親会社に帰属する当期純利益と区分して表示するよう求めている (HGB307 条 2 項)。この HGB 規定について、郡司 [2007] は貸借対照表については経済的単一体説が採用されており、損益計算書では経済的単一体説と親会社説のいずれにも適用可能となっているように思われるという。

は連結資産負債または資本全体の規模の決定に影響を及ぼすべきではないという立場を明確にしている。少数株主持分は親会社持分と並列に扱うべきという主張は、すでに同著書がその第2章（基本的前提）で述べていた主張、すなわち資本主勘定に割当てられた大きさが資産の価値の大きさを決定するのではない、資産と負債から入って資本主持分にたどりつくという手順で会計を行うべきという主張、いわば資産負債中心観にもとづく主張の延長線上にある。その論理を展開すれば、連結のれんにしても、連結会社間取引による未実現利益の取扱いにおいても、2つの資本持分間で会計認識・測定に重大な差異があってはならないことになる。親会社説処理または経済的単一体説との折衷処理に馴染んできた現代会計からみれば、1949年代の主張はきわめて革新的であったことになる。

## 6. 少数株主持分は非支配持分

M. ムーニッツは、同著第6章（外部持分）の注1で次のように少数株主持分（minority shareholders' interests）という用語について指摘している。

少数株主持分（minority interest）という数量用語は正しくない、外部、エキストラグループ、または非支配株主持分（outside, extra group, or non-controlling interests）と呼ぶべきである。たとえば、70%子会社がさらに70%出資している間接子会社の親会社持分は49%であるがともに子会社であり、その間接子会社資本のマジョリティである51%は“少数株主”（実は非支配株主）によって保有されているからである。しかしながら少数株主持分という呼称が一般化しているため、ここでは外部持分（outside interest）と呼ぶ。

連結の範囲の決定が普通議決権株式の過半数所有基準から経済的実質支配基準に移行したいま、連結子会社の少数株主持分が実は過半数持分となることは珍しくない<sup>3)</sup>。親会社持分は支配持分であるから、少数株主持分を非支配持分と呼ぶ方がより妥当といえる。

## Ⅲ. 連結基礎概念による少数株主持分の位置付け

### 1. 会計主体論と連結基礎概念の関係

少数株主持分を連結財務諸表上の負債とみるか資本とみるかは、親会社説によるか経済的単一体説（またはEntity説）によるかの違いによる。すなわち連結基礎概念では、少数株主持分の性格をどのようにみるかが、重要な論点である（川本淳[2002]）。きわめて論理的に割り切れ

---

3) 連結の範囲を持株基準から実質支配力基準によって決定することになったことによる、少数持分が過半数持分となる最も著しい例は、緊密者等を通じた間接所有の場合である。親会社による緊密者Aの持株比率はゼロ、親会社による子会社Bの持株比率は30%、緊密者AによるB社持株比率も30%とすると、緊密者Aおよび外部株主持分は少数株主持分として処理することになるから、B社の当期利益の実に70%は少数株主持分に振替えられることになる（「株式の間接所有による資本連結手続きに関する実務指針」設例2ケース1参照）。

ば、親会社説によれば負債であり、経済的単一体説によれば資本である。ところが、親会社説であっても負債と資本の中間に位置付けるときもあれば、そのような親会社説を拡張親会社説と呼ぶこともある。

親会社の経営者にとっては親会社中心にみるのが自然であり会計基準としては受入れられやすいが、経済的単一体説の方が投資情報提供機能においてすぐれていることはいまさら議論の余地はないであろう。持株比率という法形式基準によるよりも、経済実態の判断による支配力基準の方が、客観性に欠ける欠点はあるが、透明性の高い会計情報を提供することが多いからである。

親会社説と経済的単一体説は、単純には会計主体論の連結版であり、所有者説＝親会社説、企業体説＝経済的単一体説といえるが、詳細にみれば、両者の間には類似性 (図法 1a) とともに相違点もある (図表 1b)。

## 2. 会計主体論と連結基礎概念の類似性

まず図表 1a に沿って個別財務諸表における会計主体論と連結基礎概念の対比を通じて、両者に共通する類似性からみていく。

まず親会社説 (Parent-Company Theory) は、企業を所有者の私的用具とみる所有者説 (Proprietary Theory) に、また経済的単一体説 (A Single Economic Unit Theory) は所有者から独立した社会的制度とみる企業体説 (Entity Theory) に近いといえる。

所有者説によれば会計主体も会計報告の宛先も親会社となるように、親会社説によれば親会

図表 1a 会計主体論と連結基礎概念の類似性

会計主体論	所有者説	企業体説
企業観	所有者 (株主) の私的用具	所有者から独立した社会的制度
企業の存続性	所有者投資から事業停止まで	連続性を仮定
会計主体	企業の所有主	企業体そのもの
会計報告の宛先	所有者	利害関係者から独立した企業体
資産	所有者の資産	企業の資産
負債	所有者の負債	資産に対する優先請求権
資本	所有主の純資産	資産に対する劣後請求権
連結基礎概念	親会社説	経済的単一体説
会計主体	親会社は連結グループの純資産に所有者持分をもつ	親会社から独立した企業体がグループ全体の資産を支配する
会計報告の宛先	●主として親会社の株主 (意見書第二の二の2)	親会社株主のみならず少数株主など外部株主も宛先
少数株主持分の表示	●親会社にとっては負債、ただし負債の定義を満たさないため負債の部の次に区分記載する (第四の九の1)	親会社持分も少数株主持分もともに資本であり残存価値請求権をもつ

図表 1b 会計主体論と連結基礎概念の相違点

会計主体論	所有者説	企業体説
貸借対照表の等式	資産－負債＝純資産 (所有者の立場から、純資産の変動を測定し分析する)	資産＝広義の持分 (equities) ＝債権者持分＋所有主持分
資産の評価	時価評価。静態論。	原価評価を自然とする。動態論。
利益概念	企業活動から生まれる、2時点間の正味資産増加額。	期間収益と期間費用の差額
連結基礎概念	親会社説	経済的単一体説
連結範囲の決定基準	親会社が直接・間接に保有する議決権比率による	●議決権のみならず、経済的要因を含めた支配力基準による
連結財務諸表を作成する目的	●親会社の財務諸表の延長、または親会社の子会社投資勘定を拡張したものと位置付け、親会社の株主の立場から作成する	企業グループを構成する親会社と子会社の少数株主の立場をも考慮して企業グループとして財務諸表を作成する
資本連結手続における子会社資産・負債の評価方法	●部分時価評価法＋段階法 (親会社持分のみ時価評価)	●全面時価評価法＋一括法 (少数株主持分を含めて時価評価)
子会社の時価発行増資等に伴う親会社持分変動額の処理	●原則として損益処理(第四の五の3)	資本直入処理 (同左3項但し書き参照)
アップストリーム(子会社が販社となる)取引の未実現利益	親会社持分相当額のみ消去	●全額消去の上、持分比率で分担(第五の三の1&2)
子会社欠損金の親会社持分・少数株主持分への割当て	●少数株主持分超過額は親会社持分負担とする(第四の四の2)	少数株主の欠損金負担限度額は合意の問題であり、敢えて親会社持分負担とすべき必然性なし

(注1) 会計主体論の内容は主としてW. J. バッター [1947] *The Fund Theory of Accounting and its Implications for Financial Reports* Chapter 1 & 2による。

(注2) 連結基礎概念の概要は主としてわが国連結原則による。(●印はその考え方および原則的作成方法。)

社は連結グループ全体の純資産に所有者持分 (Proprietary Interest) をもち、連結財務諸表は主として親会社の株主に対して情報を提供するものと期待される。そうであれば、少数持分は資本の部に混在するよりも、負債の部にある方が親会社株主にとっては自分たちの持分の増減が即座に判断できて便利である。

これに対して経済的単一体によれば、親会社から独立した企業群が中央集権化された指揮命令系統の下で、あたかも一つの企業であるかのように子会社の資産を含むグループ全体の経営資源を支配し動員することができる。その場合、連結情報は親会社株主のみならず、子会社の少数株主にも提供される (Shroeder [2001], p.483)。

現実には子会社の少数株主にとってグループ全体の連結情報よりも投資先である子会社の個別情報の方が当面は重要であるかも知れないが、親会社との株式交換により支配株主となる可能性も小さくない。

会計報告の宛先以上に重要な点は、親会社も少数株主も子会社の共同所有者であり、持分比率に応じて議決権を行使し、利益配当権も残存価値請求権ももつことである。

### 3. 会計主体論と連結基礎概念の相違点

連結財務諸表に係る基礎概念は、連結財務諸表を作成する手順に沿ってみていくと、第 1 に連結範囲を決定するための視座を提供しなければならないという、個別財務諸表を前提とする会計主体論では考えられない役割を担っている。子会社の議決権付株式を何%所有しているかによって子会社の範囲を決定する親会社説、これに対して経済的手段を含めて支配力基準で決定する経済的単一体説、これら 2 説の大きな違いは、子会社を資本連結するに際して、その資産負債を時価評価すべき範囲の違いとなって表れる。時価評価すべき資産負債の範囲と方法の違いは、親会社持分相当部分のみとする部分時価評価法と、少数株主持分を含めた全面時価評価法の違いとなって表れる。これらの資本連結の手続きはいずれも、企業結合会計におけるパーチェス法に相当し、会計主体論における時価主義か取得原価主義かという差異を超越し、時価評価の対象範囲を異にするだけである。

注目されるのは、次の①と②のコントラストである。①正味資産増加額を利益概念とする所有者説は時価評価を受入れ易いが、その連結拡大版であるはずの親会社説は親会社帰属部分だけを株式の取得日ごとの時価によって評価し、少数株主帰属部分は子会社の簿価のまま評価する。これに対して、②取得原価主義を旨とし、収益費用中心利益概念が強い企業体説、その連結拡大版である経済的単一体説は、少数株主帰属部分を含めて、支配獲得日に一括時価評価する。

以上から明らかになるように、利害調整を主目的とする個別決算とは異なり、連結会計は、部分時価法にせよ、全面時価法にせよ、ディスクロージャーの拡大、グループ全体の資産負債について、その経済価値の実態をできるだけ忠実に報告することを目的とするから、2 つの会計主体論と 2 つの連結基礎概念の間に完全にパラレルな関係またはアナロジカルな関係を見出すことは困難である。

### 4. 親会社説の問題点

W.J. バッターが所有者説について「閉鎖的パートナーシップ以外にはあてはまらない」と批判したように（詳しくは藤田敬司 [2005] 第 1 章参照）、親会社（中心）説には多数の独立法人から成る企業集団には、次の 1)～3) のように、連結財務諸表作成の基本思考として不向きな面がみられる。

1) わが国連結会計原則には親会社説による処理を認めるものが多く、冒頭（はじめに）でも述べたように、親会社説は経営者の現実感覚には合うといえるであろう。しかし、経済的単一体説による処理と両説の折衷型処理が多いのは、親会社を中心にグループ企業をみる視点に問題がある証拠である。それはまず、子会社の少数株主を子会社の共同所有者とみなさず、取引先や債権者並みの外部者扱いするからである（白鳥栄一「9997」）。その結果、子会社の時価発行増資による親会社の持分増加額を連結利益と認めるように、少数株主と子会社の資本取引を損



益取引と混同することになる。

2) 親会社説が拠り所とした制度上の現実照応性（村田英治 [2001]）も、会社法が連結思想をふんだんに取り入れることによって希薄化し、いまや失われんとしている。すなわち、会計監査人設置会社は連結財務諸表を作成し監査を受けて株主に提供しなければならないものとし（会社法 444 条）、その詳細は会社計算規則に詳細に書き込まれている（93～101 条）。また連結配当規制適用会社となることもできる（会社計算規則 2 条 72, 186 条 4）。これらの動向から、わが国会社法は親会社説を脱し、いまや経済的単一体説に軸足をおくドイツ商法に近づいたといえよう。

3) 親会社説は、親会社の出資による持分が強調されているところから、基本的に法的な「所有」概念に依拠しているといえる。この「所有」概念に依拠した会計情報は、連結範囲の決定には支配力基準が使われ、またオフバランス会計の温床になることから分るように、透明性の点で見劣りするものとなる。ただし、親会社説を基本とする連結原則であっても、所有しない少数株主持分に対応する部分にまで子会社の資産負債の時価評価対象を拡張してはならないという論理や、親会社説に立脚すれば全面時価評価法は採用できないという論理はあり得ず（村田英治 [2001]）、その場合、「所有」概念と「支配」概念が錯綜することはさげられない（高須教夫 [1997]）。

#### 5. 一括法とワンセットで運用される経済的単一体説の問題点

経済的単一体説にも問題があるとすれば、全面時価評価法とワンセットとなっている一括法である。支配獲得前に部分的・段階的に取得した株式を含めて、支配獲得日には子会社の全資産負債を（少数株主持分相当分を含めて）一括して時価で評価する。支配獲得後の追加取得については、追加取得により増加した親会社の持分相当額は、少数株主持分を減額することによって調整し、子会社資産負債の評価替えは一切認めないのが連結原則の特色といわれている（白鳥栄一 [1997]）。そうであれば、追加取得した子会社の資産負債部分の簿価は追加取得時の時価から乖離するだけでなく、追加投資額と追加取得持分の間にも再び差異が発生する。後者は再び連結調整勘定を調整弁として使うとしても、前者はどうなるのか、調整弁となる少数株主持分が尽きたときはどうなるのかが問題となる。

### IV. FASB 公開草案における「非支配持分・資本説」の論理展開

#### 1. 「子会社の非支配持分の会計と報告を含む連結財務諸表基準書」(草案)<sup>4)</sup>の意義

すでにⅡ章 2 項で指摘したように、米国連結会計基準である ARB51 と FAS94 のいずれに

---

4) Proposed Statement of Financial Accounting Standards, Consolidated Financial Statements, including Accounting and Reporting of Non-controlling Interests in Subsidiaries, a replacement of ARB51 June 30, 2005

においても少数株主持分は負債とも資本とも定義されていないため、連結貸借対照表では 3 種類の表示 (負債、資本、負債と資本の中間項) が認められていると解されるが、最も多いのは Regulation S-X による中間項 (mezzanine) 表示である (高須教夫 [1998])<sup>5)</sup>。

この慣行を明確に変更し、資本 (equity) の部に表示するとともに、親会社持分と区分する今回の改訂案は単なる資本表示の明確化にとどまらず、もし施行されれば、その論理展開は連結業績に少なからざる影響をもたらす内容となっている。いまは草案の段階であるから、その可能性を単に論理展開と呼ぶこととしたい。

なお、支配持分とは、連結グループの資本 (残余持分) のうち、親会社およびその所有者に帰属する持分であり、非支配持分とは、それ親会社およびその関係会社以外の所有者に帰属する持分と定義している (par. 5)。

## 2. 主な改訂内容

公開草案が少数株主持分を非支配持分と読替え、資本と定義する「非支配持分=資本説」の論拠は、Appendix B によれば、SFAC6 による負債の定義を満たさないからであり、資産・負債・資本以外に mezzanine のような項目を新設するのは好ましくないからである。

概念的根拠は単純であるが、非支配持分を資本と定義することによる影響は、貸借対照表上の表示箇所が負債または負債と資本の中間から資本の部に変るだけではなく、その論理展開は連結損益計算にも及ぶ。(なお、わが国連結会計へ及ぼしかねない影響についても、小論においては、考えられる範囲内で注記する。)

- 1) 非支配持分は Equity の一部として、支配持分と区分して報告する (par. 20)。
- 2) 親会社持分と非支配持分を区分すべき対象は、純損益のみならず、その他包括利益にも及ぶ (par. 21)。純利益の損益計算上での区分はすでに「税引後利益-少数株主損益=当期純利益」という形で定着しているが、その他包括利益をも区分するには「連結包括利益計算書」や「連結資本勘定増減表」によらざるを得ない。
- 3) 本来非支配持分が負担すべき損失は、非支配持分を超過するとしても、非支配持分に帰属させる (par. 22)。非支配持分超過損失を親会社持分に負担させる ARB51 の規定は、受身的な非支配株主は出資額を超える損失に責任をもつ義務がないからである。しかしながら、非支配持分を資本とみれば、損益配分においては支配持分と対等であり、両者間で別途の取り決めがないかぎり、出資比率に比例して帰属させるべきである (par. B18)<sup>6)</sup>。

5) 米国会計基準に基づいて連結財務諸表を作成しているわが国企業も負債と資本の中間項表示を行っている。ただし、貸借対照表の貸方は「負債及び資本合計」であり、わが国連結財務諸表規則による 3 区分表示 (「負債、少数株主持分及び資本合計」とは異なる。

6) わが国連結財務諸表原則にも類似の規定がある (第四の四の 2)。支配株主の経営責任を強調する親会社説によるものであるが、会計処理としても意味が乏しくディスクロージャー上も無用であろう。

- 4) 親会社が一旦子会社の支配を獲得し、その支配が続くかぎり、子会社の支配持分比率と非支配持分比率を変動させる取引は損益取引ではなく、株主と企業との間の資本取引(equity transactions)である。よって、各持分額の簿価との取引差額は連結損益と認識することなく、資本剰余金で調整しなければならない(par. 23)<sup>7)</sup>。
- 5) 親会社が子会社株式売却により子会社の支配を喪失するときは、取引対価と投資の公正価値(その他包括利益を含めて)の差額は損益として認識する(par. 27)<sup>8)</sup>。
- 6) 100%未満の子会社買収で発生する連結のれん(goodwill)は支配持分と非支配持分に配分する(par. 24)。配分方法については、同時に公開された企業結合会計基準書改訂草案SFAS141(R)<sup>9)</sup>に設例があるが、あくまでも親会社が支出した買収額の一部を支配持分と非支配持分に配分するのである。

### 3. 連結のれんの支配持分と非支配持分への配分—買入のれんから全部のれんへ

上記2項の6)でみた連結のれんの配分は、連結会計の刷新をめざす2005年草案がとりあげたように、たしかに少数株主持分をめぐる連結会計問題の重要なテーマではある。しかしながら、当草案がめざす経済的単一体説の一層の純化という意図は積極的に評価できるとしても、非支配持分に帰属するのれんを認識するためには、企業結合会計における新しいパーチェス法の考え方や、のれんを含めた企業価値についての全面的公正価値測定の方法論を充分検討し、しかるのち連結会計のテーマとするのが正当な順序と思われる。

ここではしたがって、FASBは連結のれんの計算をどのように変えようとしているのか、またそれは1991年の討議資料(Discussion Memorandum, 以下“DM91”と呼ぶ)が唱えた非支配持分帰属のれん測定とどう異なるかを簡単にみておくに止めたい。

2001年版SFAS141によれば、連結のれんとは、「取得企業の取得原価が、被取得企業の識別可能な資産負債のうち、取得した資産と引き受けた負債の純額を超過する差額である。のれんは、資産ではあるが、個別に分離して認識できる無形資産の定義に合わない無形資産である。」と定義される(Appendix F)。

この定義によれば、連結のれんとは、あくまでも取得企業が資産価値ありと認識するものであり、非支配持分とは無関係である。SFAS141は、連結基礎概念でいえば、経済的単一体説ではあるが、買入のれん説を採用していたといえる。

---

7) わが国連結財務諸表原則では、子会社の時価発行増資における親会社の持分変動額については、原則として損益処理を認めている(第四の五の3)。ただし、誤解を生む場合は資本直入処理に切り替えるべきという(同条文但し書き)。白鳥栄一[1997]は「余分な選択肢を認めてしまったという不幸な結果になっている」と論評した。

8) ここから明らかになることは、FASBは連結会計の基礎概念を所有から支配に軸足を移していることである。

9) Proposed Statement of Financial Accounting Standards, Business Combinations, a replacement of FASB Statement No.141, June 30, 2005

SFAS141 に対して、その改訂をめざす SFAS141 (R) によれば、次のような 2 段階でののれん価値を測定し、それを支配持分と非支配持分に配分する。

- ① 80%買収する企業としては、80%持分の公正価値を測定し、識別可能な資産負債の公正価値の 80%との差額をのれんとする。そこまでは従来と変らない。
- ②ところが、100%未満の買収であっても、子会社全体の支配を獲得したときには、別途のテクニックにより、非支配持分帰属部分を含めて、被買収企業全体の公正価値を測定し、被買収企業全体ののれんを測定する。
- ③ 2 つののれんの差額が非支配株主に帰属するのれんとする。

この 2 段階測定法は、買収企業の買収価額を買収比率で除して被買収企業の全体価値を割り出し、それを配分する逆算法(DM91 による)とは異なる。その意味では一歩前進と評価できようが、測定手続き②はだれがどのようなテクニックを駆使して行うのか不明である。

いずれにせよ、経済的単一体説ではあるが、SFAS141 の買入のれん説とは異なり、DM91 の全部のれん説ではあるが、逆算法とも異なる 2 段階測定法を採用しようとしている。2 段階目の測定を買収企業から独立した第三者評価機関が行うとすれば、客観的な企業価値測定は期待できる。ところが、買入のれんのコアは、SFAS141 の par. B102 による 6 つのコンポーネント分析によれば、被買収企業と買収企業で発生するシナジー効果である。そうであれば、非支配株主の中でも、買収企業及び(または)被買収企業の事業に重要な影響を及ぼすことができる有力な株主に協力を仰ぐほかないであろう。投資持分以上のシナジー効果を期待する非支配株主が存在することは珍しくないから。

(連結のれんが発生するメカニズムについては、買入のれん説による場合は図表 2a, また SFAS141 (R) によるのれんを支配持分と非支配持分に配分する設例は図表 2b 参照。)

#### 4. 「非支配持分＝資本説」の概念的根拠と論理展開

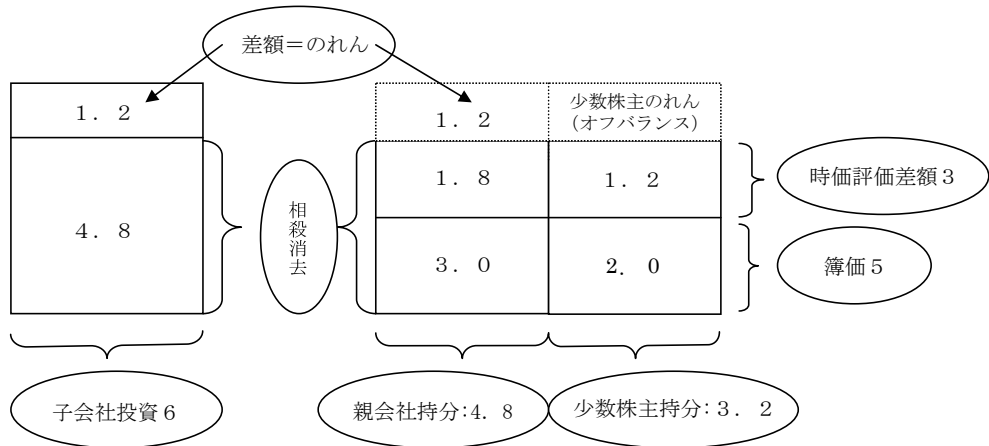
当連結会計草案を現行連結 GAAP と比較し、その違いをみれば、第 1 は親会社説から純化した経済的単一体説へのシフトであり、第 2 は少数株主持分＝負債説(または mezzanine 処理)から非支配持分＝資本説へのシフトである。

このような連結基礎概念的変化をもたらした主因は何であろうか。第 1 は、企業活動の多角化、資金調達の様式化、その結果としての少数株主持分の増大が考えられる。会計の目的や機能としても、それに伴って、単なる親会社株主のための利益資本計算から、投資意思決定のための情報提供が重視されるようになっていく。純化された経済的単一体説とは、親会社拡張概念や折衷型経済的単一体説ではなく、草案の訂正原稿にみるように、“a company”としてではなく、“a single economic entity”として企業群をとらえる(par. 5)。

第 2 は、わが国会社法でも株式交換、株式移転による完全子会社化や会社分割のような組

図表 2a 連結のれんの発生（設例）

前提：親会社の買収額＝子会社株式への投資額：6，子会社の資本勘定簿価：5，識別可能な資産負債の時価総額：8



図表 2b SFAS141(R) の PARA63 による，100%未満買収のれんの配分例

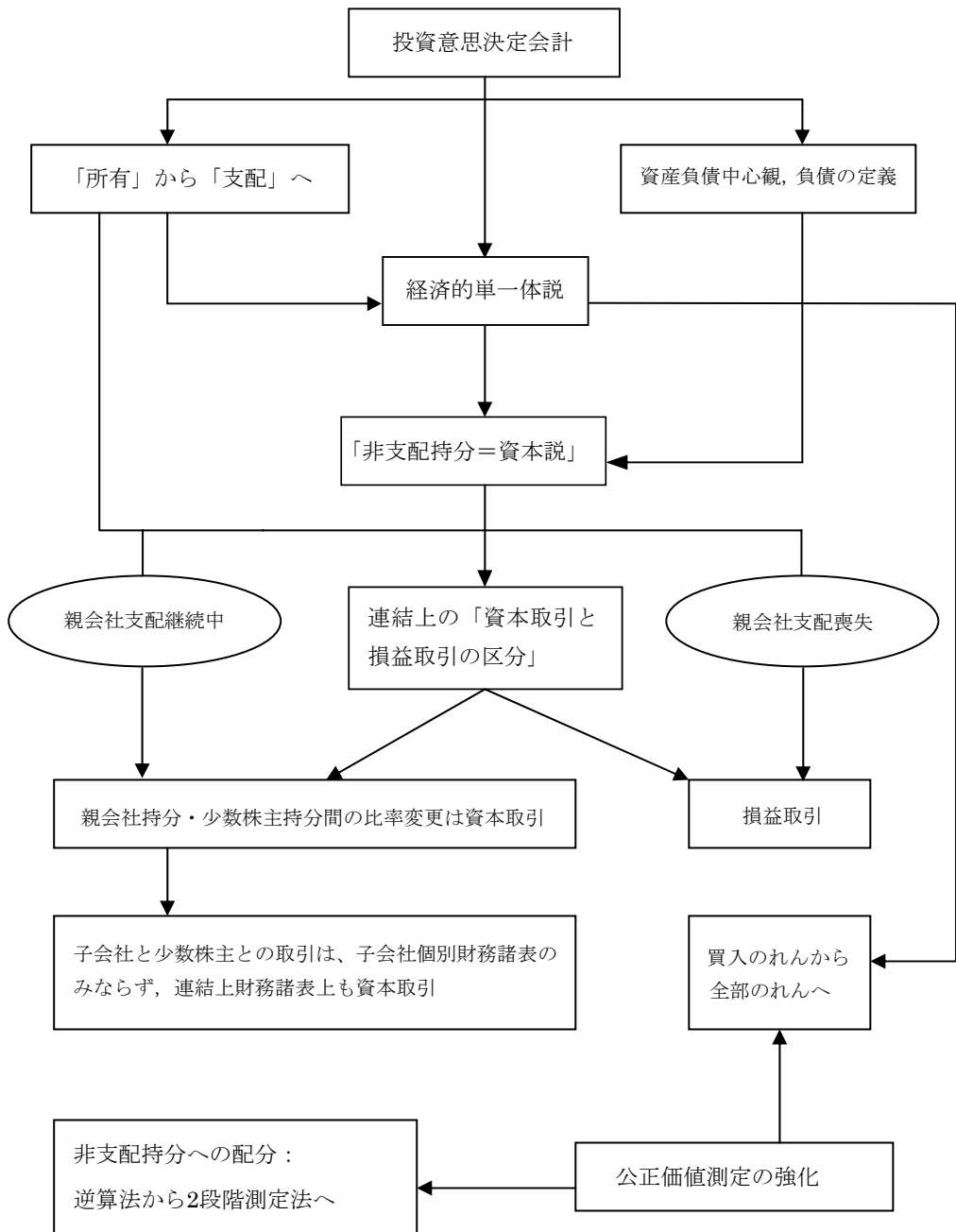
前提：AC社は20X5年1月1日にTC社の80%持分を買収した。買収の対価CU160は、TC社80%持分の公正価値と仮定する。TC社全体の公正価値は、別途のテクニックを用いて測定したところ、CU195であった。  
買収日現在の識別可能な資産負債の公正価値はそれぞれCU210とCU60、純資産はCU150であった。

のれん全体の計算	CU
TC社の公正価値	195
TC社の識別可能な資産負債の公正価値純額	(150)
のれん (Goodwill)	45
支配持分・非支配持分への配分	
AC社の80%持分の公正価値	160
TC社の識別可能な純資産×80%	(120)
AC社帰属のれん	40
非支配株主帰属のれん	5

織再編や事業提携が容易に行えるようになってきたことから明らかなように、子会社の支配持分と非支配持分間の壁が低くなり、両者間の流動性が高まってきた事情を指摘できる。非支配持分は、親会社からみて、もはや他人持分ではないことが多いのである。

第3は、会計目的の変化と関係深いが、端的には概念フレームワークとしての負債の定義にあわないものは資本ということである。ところが、この変化が単なる表示変更ではなく、大きな連結業績インパクトをもたらす可能性があるのは、連結ベースにおける「資本取引と損益取引の区分」の厳密化である。子会社の時価発行増資や第三者割当増資に際し、親会社は増資に応じることなく結果として持分比率は低下したとしても、新株発行価格が高ければ親会社持分は増加することは決して珍しくない。その持分も増加は、現行連結会計では連結上の利益であるが、資本説によればもはや連結利益ではなく、連結資本の増加にすぎない。子会社と非

図表3 「非支配持分=資本説」の論理展開



支配株主の間の資本取引が個別財務諸表で資本取引であれば、連結財務諸表上も資本取引である。

第4は、所有、ownership重視から支配、control重視への変化である。もともと、親会社説は子会社の議決権付普通株式の所有比率で連結範囲を決定し、経済的単一体説では所有も支配形態であるが、ヒト・モノ・カネ等による支配で連結子会社を決定する、それによってより透明性の高い連結情報を提供するのが目的である。ところが、連結の範囲決定では支配が重視されても、その他の連結会計処理では支配は軽視されることが多い。上記第2における「資本取引と損益取引の区分」も支配継続中を前提としている。今回の草案が不徹底なところは、連結の範囲決定におけるマジョリティ基準から支配力基準への見直しを行っていないことである。

第5は、部分公正価値会計から全面公正価値へのシフトである。上記3項でみたように、買入のれんを2段階測定法によって非支配持分に配分する意図は、連結会計の方法論としてではなく、公正価値会計へのパースペクティブの下でみる必要がある。被買収企業の企業価値のうち、買収比率部分のはれんを含めて公正価値で測定し、非支配持分相当のはれん価値は無視するのは、財務諸表の利用者にとって有用な情報を提供していないという批判を免れがたいからである。（以上の論理展開をまとめたものが図表3である。）

## V. JV会計への適用可能性

### 1. JVの多様性

JVは基本的に、複数企業による戦略的提携であり、経営資源を共同で支配する水平的統合である。目的もR&Dや海外事業におけるシナジー効果やリスク分散まで様々であり、企業はライバルのもつ知的財産や資金力をも結集し、グローバルな競争戦略を目指す、これが共同事業、事業提携が盛んになる理由であるが、提携や統合の組織形態も様々である。

一時的なパートナーシップ契約によるものから半永久的な組織まで、各パートナーの固有資産を共同活用し、事業損益のみを分配する組合理型もあれば、JV独自資本を保有し独自の財務諸表を作成するコーポレート型JV（以下“CJV”と呼ぶ）もある。

平成17年4月には有限責任事業組合契約に関する法律が成立し、日本版LLPともいうべき「有限責任事業組合」という新しい企業形態が創設された。また、平成17年6月には新たに会社法が成立し、日本版LLCともいうべき「合同会社」制度が整備され、過去1年間にすでに1千社が創設されている。これらは、従来の組合理型およびCJVに加えて、共同事業と事業提携の形態に新しい選択肢を増やすものである。

CJVは大規模化すれば株式を公開することもあれば、パートナーの撤退によってあるパートナーの子会社になることもある。そのような子会社は会計的にはもはやCJVとは言い難い

が、ビジネスでは事業提携のためのJVに他ならない。本稿では、公開企業としてのCJVや子会社化したJVを含めて、「非支配持分=資本説」をJV会計へ適用する際の論点を考察する。

## 2. 非支配株主がいるCJVにとっての「非支配持分=資本説」

典型的なCJVは、50対50の均等出資のイコール・パートナー間で、または少数のJVパートナー間で合弁契約(JV Agreement)を締結し、共同事業の内容と資産の共同支配を取り決める。それによってあるパートナー1社では重要な方針決定はできない、すなわち単独支配はできない仕組みになっている。これが子会社や関連会社との顕著な違いである。

典型的なCJVは、50対50の均等出資のイコール・パートナー間で、または少数のJVパートナー間で合弁契約(JV Agreement)を締結し、共同事業の内容と資産の共同支配を取り決める。それによってあるパートナー1社では重要な方針決定はできない、すなわち単独支配はできない仕組みになっている。これが子会社や関連会社との顕著な違いである。

典型的なCJVはそうであっても、次のような2種類のCJVに変化することが多い。設立当時は50対50のCJVや少数パートナー出資による非公開のCJVであっても、第1種は、その後はパートナーの撤退や新規算入によって、あるパートナーがマジョリティを所有する単独親会社となり、そのパートナーにとっては、そのCJVは連結対象の子会社となることがある。そのようなCJVにおいては、「非支配持分=持分説」は、通常の子会社におけるそれよりも、違和感もなく自然に受け入れられるはずである。

第2種は、旺盛な資金需要をエクイティファイナンスで賄うとか、IPOを行うことによって、非パートナー株主(一般投資家)が多数いる公開CJVになるかも知れない。合弁契約が生きている限りは、JVパートナーの共同支配は続くが、そのような公開CJVにあっては、2通りの非支配株主が存在することになる。第1のタイプは、JVパートナーとしての共同所有者であり共同支配者としての株主であり、その持分は非支配株主持分というよりも共同支配株主持分と呼ぶ方がふさわしい。第2のタイプは、出資はすれども合弁契約の当事者ではない非パートナー株主、すなわち一般投資家である。このような第2種CJVはあるパートナー1社がマジョリティを保有することはまれであり、パートナー各社としては、関連会社として持分法を適用するか比例連結することになる。いずれの連結手法によるにせよ、2通りの非支配株主はいても、その持分相当の資産負債や収益費用を連結財務諸表に反映させることはない。

以上のように、「非支配持分=資本説」の論理展開は、第1種CJVでは、通常100%未満の子会社におけると同様のインパクトを与える。問題は第2種CJVである。そこでは、資産負債を反映しない持分法や、自社持分相当額の資産負債のみを反映させる比例連結を採用するにせよ、連結財務諸表にはまったく影響が表れない。持分法は論外として、比例連結の妥当性にも見直しを迫るものがある。



### 3. 共同支配概念を欠く連結公開草案

米国の持分法会計基準 APB18 は、持分法の方が原価法よりもタイムリーに投資価値を反映できるからという理由から、50%未満の関連会社には、CJV をも含めて、持分法を適用する。わが国の連結会計原則も持分法適用を原則としている。他方、国際会計基準 IAS22 やドイツ商法典は、比例連結または持分法の選択を認めている。持分法は、CJV の当期純損益を親会社の連結財務諸表に、借方) 投資の増減、貸方) 持分法損益の仕訳により、一行で連結する手法であり、共同支配している CJV の持分資産負債を反映しない手法である。

このような持分法の利便性は 50%未満の実質支配子会社の連結開示に濫用されるおそれがあるところから、米国会計基準との収斂を計って持分プーリング法を禁止した国際財務報告基準 IFRS3 (Business Combinations) としては、共同支配の定義を厳格化した<sup>10)</sup>。

共同支配の定義が甘ければ、実質支配子会社を JV とし、それに比例連結するにせよ、持分法を適用するにせよ、連結資産負債の一部または全部の認識を容易に免れることができるからである。

共同支配の会計は、このように注目されるテーマであるにもかかわらず、今回の連結会計改訂草案では全く見直しが行われていない。

### 4. JV への拠出資産の評価基準を提供する連結公開草案

IV章 2 項の 4) で指摘したように、親会社が一旦子会社の支配を獲得し、その支配が続くかぎりには、子会社の支配持分比率と非支配持分比率を変動させる取引は損益取引ではなく、株主と企業との間の資本取引 (equity transactions) である。この論理を CJV 設立に適用すればどうなるか。CJV は単独支配の子会社ではないが、共同支配も支配の一形態であるとみれば、CJV 設立における現金以外の資産拠出は、支配圏内の移動にすぎず、拠出時の公正価値と簿価との差額をゲインまたはロスとして損益認識すべきではないことになる。

## VI. お わ り に

連結財務諸表における少数株主持分は通常は金額的にマイナーな科目にすぎず、その位置付けが負債の部であろうが資本の部であろうが、それらの中間であろうが、財務分析の結果にさしたる影響はないと一般的に了解されている。したがって、国際会計基準 IAS27 号の 2005 年改訂や、わが国会社法と企業会計基準第 5 号によって、少数株主持分が負債と資本の中間表示から純資産の部表示に変更されても単なる表示箇所の改訂とみられてきた。

11) 藤田敬司 [2005] 「JV 形成と連結に関わる会計方法論と基礎概念」『社会システム研究』No. 11

ところが、2005 年の米国 FASB による連結公開草案を中心として、少数株主持分の位置付けをめぐる論点を整理してみると、それは連結基礎概念と深い関係にあり、連結財務諸表の根幹に関わる重要なテーマであることが明らかとなった。少数株主持分の重要性は金額的・定量的なものではなく、親会社説から経済的単一体説へ、所有から支配へ、個別ベースと連結ベース双方における資本取引と損益取引の区分、連結のれんの公正価値の 2 段階測定など、次から次へと新たな課題に直面することになるテーマである。

IAS27 号の Basis for Conclusions は、その採択に当たって、「表示変更をする前に、この変更がもたらす、あるいは変更に関連する多様な問題点を検討すべきである」という異議を唱えた山田辰巳氏の意見を伝えている。にもかかわらず、なぜか IASB は経済的単一体説による Equity 表示に踏み切った。

わが国会社法や企業会計基準第 5 号は、それが国際的流れだからという理由から純資産の部表示を採択した。少数株主持分の落ち着き先が純資産の部に落ち着き、これで負債が資本かの議論は一件着着かという、決してそうともいえそうにない。というのは、単なる表示変更で終わるとは考えられず、「少数株主持分＝資本説」の論理展開の可能性が控えているからである。本稿で考察した米国 FASB による公開草案は、少数株主持分の表示変更のみを優先するような拙速をさせて、それがもたらすインパクトをじっくり検討している点で興味深く、同時に公表された企業結合会計の改訂草案とは、のれんに関するところで交わっている。もう一つの共通点は、新設子会社よりも買収子会社の会計処理が問題となることが圧倒的に多いことから、資本連結手続きとパーチェス法適用における公正価値測定をともに課題としていることである。いずれにせよ、企業結合会計と連結会計の同時並行的に論議することが多くなるであろう。

なお、本稿の課題からみて派生的な問題ではあるが、少数株主持分の資本処理を活用した新金融商品が開発されている。たとえば、親会社の銀行借入金に代えて、端的には借入金を圧縮するために、子会社 (SPC) に新株予約権付社債を発行し、子会社には、この社債に見合う優先出資証券を発行させる。その優先出資証券を金融機関に引き受けてもらう。連結貸借の相殺除去後の連結対照表では、その結果少数株主である金融機関の出資額は純資産の部の項目となり、負債を圧縮できるという (2006 年 11 月 2 目付け日本経済新聞)。これは資本と負債 2 つの構造をもつハイブリッド商品の一つにすぎないが、本来親会社の負債である転換社債を子会社の非支配株主持分に転換させる手法には、本稿では予想しなかった論理展開がみられる。

#### 主要参考文献リスト

- Schroeder, R. G. et. al. [2001] Financial Accounting Theory and Analysis, 7th Edition John Wiley and Sons, Inc.  
Moonitz M., [1951] The Entity Theory of Consolidated Statements, The Foundation Press (片野一

郎監関，白鳥庄之助訳注 [1967] 『連結財務諸表論』 同文館)

Vatter, W. J. [1947] *The Fund Theory of Accounting and its Implications for Financial Reports*  
The University of Chicago Press

石川博行 [2006] 「少数株主持分に対する株式市場の評価」『会計』。

川本 淳 [2002] 『連結会計制度論』 森山書店

郡司 健 [2000] 『連結会計制度論』 中央経済社

白鳥榮一 [1997] 「全面・部分時価評価方法の検討」『企業会計』 (Vol49, No13)

高須教夫 [1997] 「親会社説の踏襲」『企業会計』 (Vol49, No13)

高須教夫 [1998] 『連結会計論』 森山書店

藤田敬司 [2005] 『現代資産会計論』 中央経済社

村田英治 [2001] 『会計』 (第 160 巻, 第 4 号)

森田哲弥編著 [1998] 『連結財務諸表原則詳解』 中央経済社

山地範明 [2000] 『連結会計の生成と発展』 中央経済社